

令和7年7月 22 日
宮崎労働局 発表

【担当・照会先】

宮崎労働局 職業安定部
部 長 向田 俊哉
職業安定課長 矢野 昌字
職業安定監察官 平田 康広
(代表電話) 0985-38-8823

毎年8月は「出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン」 ～ あなたの街の市町（村）役場内で職業相談等が受けられます。気軽にお立ち寄りください ～

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）では、定期的に地方公共団体に出向く機会が少なく、ハローワークと関わる機会も少ないひとり親の方に対する就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が地方自治体に児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが県内の地方自治体庁舎内等に臨時相談窓口を設置し、就職や転職、職業能力の開発など様々な就労支援に関する相談を行う「出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン」を今年も実施します。

概要は以下のとおりです。

記

1 実施期間

令和7年8月1日（金）から8月29日（金）まで

2 主な内容

（1）臨時相談窓口の設置

上記期間中に宮崎市を含め16自治体の庁舎内等にハローワークの臨時相談窓口を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施する他、求人情報の提供や職業訓練・セミナーの案内、応募書類の作成支援・面接対策等を実施します。窓口設置日は、ハローワークと自治体との調整により異なります。（裏面「臨時相談窓口設置一覧表」参照）

（2）リーフレットの作成・配布等

キャンペーンに係るリーフレットを作成の上、ハローワーク窓口及び各自治体他関係機関を通じ配布する他、臨時相談窓口への看板の掲示等、対象者への周知を実施します。

令和7年度 臨時相談窓口設置一覧表

設置場所	設置日	相談時間	実施ハローワーク
宮崎市役所	8月1日(金) 8月2日(土) 8月4日(月) 8月6日(水) 8月8日(金) 8月13日(水) 8月15日(金) 8月18日(月) 8月20日(水) 8月22日(金) 8月25日(月) 8月27日(水) 8月29日(金)	10:00～12:00 13:00～15:30 ※2日(土)は 9:00～13:00	ハローワーク宮崎 Tel0985-23-2245 (部門コード 43#)
国富町役場	8月5日(火) 8月20日(水)	13:00～15:00	
綾町役場	8月13日(水) 8月14日(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	
高千穂町 地域職業相談室	8/1 から 8/29 (土日祝除く)	10:00～16:00	ハローワーク延岡 Tel0982-32-5435
門川町役場	8月6日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	ハローワーク日向 Tel0982-52-4131
日向市役所	8月22日(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	
都城市役所 6階第1会議室	8/1 から 8/29 (土日祝除く)	9:00～15:30 (12:00～13:00 除く)	ハローワーク都城 Tel0986-22-1745 (部門コード 43#)
三股町役場 第1・2会議室	8月4日(月) 8月5日(火)	9:30～12:00	
串間市福祉事務所	8月5日(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	ハローワーク日南 Tel0987-23-8609
都農町役場	8月19日(火)	10:00～12:00	ハローワーク高鍋 Tel0983-23-0848
川南町役場	8月19日(火)	13:00～15:00	
新富町役場	8月5日(火)	13:00～15:00	
木城町役場	8月6日(水)	10:00～12:00	
西都市 ふるさとハローワーク	8月6日(水)	13:00～15:00	
えびの市役所	8月28日(木)	10:00～12:00 13:00～16:00	ハローワーク小林 Tel0984-23-2171
高原町役場	8月20日(水)	10:00～12:00 13:00～16:00	

出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン 概要

現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する、国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

課題

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。



対応

※平成27年度より実施

8月の現況届にあわせた児童扶養手当受給者の「生活保護受給者等就労自立促進事業」への誘導の取組を「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な取組を展開。

- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置し、誘導を強化。
- ハローワークの常設窓口が設置されている地方自治体では、常設窓口への誘導を強化。
- キャンペーン周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらう等、集中的な広報を実施。

キャンペーン実施結果（令和6年度）

- ・臨時相談窓口の設置件数： 949か所
- ・ハローワークの支援対象者となった者： 977名
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした常設窓口： 219か所